

医政発 1201 第 5 号
薬生発 1201 第 1 号
老発 1201 第 1 号
平成 28 年 12 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 老 健 局 長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日付け医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から内閣府が平成 20 年 7 月に定めた個人情報保護に関する「ガイドラインの共通化の考え方について」（平成 20 年 7 月内閣府）が平成 26 年 11 月に改正されたことを受け、ガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

記

1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添 1 の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとすること。

2 改正の概要

(1) 個人情報の適正な取得

個人情報の適正な取得を行う観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保」中の【その他の事項】に、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の個人情報保護法の遵守状況を確認するとともに、実際に取得する際には当該個人情報の取得方法等を確認するよう努めなければならない旨を新たに記載する。

(2) 安全管理の強化

個人情報の安全管理の強化の観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督」の「(2) 安全管理措置として考えられる事項」において示している参考となる取組に、次の点の追加等を行う。

- ・個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ・物理的安全管理措置
- ・技術的安全管理措置

(3) 委託先の監督強化

委託先の監督の強化の観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督」の「(3) 業務を委託する場合の取扱い」において示している、個人データの取扱を外部委託する際の留意すべき事項について、次の点の追加等を行う。

- ・委託先事業者の安全管理措置の確認
- ・再委託の可否及び文書による事前報告又は承認手続
- ・受託者の再委託先に対する監督

(4) その他、ガイドラインに記載された法令名の修正や記録例を網羅的記載から例示に改める等、所要の改正を行う。